

京丹波町議会基本条例 改正私案・現行対照表

改正私案	現行
<p>(重要な政策等の説明資料の提供)</p> <p>第7条 議会は、町長等が提案する計画、政策、施策、<u>事業等</u> (以下「政策等」という。)の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を明らかにするよう求める。</p> <p>(1) 政策等を必要とする背景</p> <p>(2) 提案に至るまでの経緯</p> <p>(3) 総合計画との整合性</p> <p>(4) 財源措置</p> <p>(5) 将来にわたる効果及び費用</p> <p>2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案又は <u>執行</u>における論点又は争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、<u>町政</u>の調査に必要な資料提出の請求を行った場合又は町政についての説明を求め <u>た場合</u>、これに誠実に対応するよう町長等及び執行機関関係職員に求める。</p>	<p>(重要な政策等の説明資料の提供)</p> <p>第7条 議会は、町長 <u>が</u>提案する計画、政策、施策及び事業など (以下「政策等」という。)の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を明らかにするよう求める。</p> <p>(1) 政策等を必要とする背景</p> <p>(2) 提案に至るまでの経緯</p> <p>(3) 総合計画との整合性</p> <p>(4) 財源措置</p> <p>(5) 将来にわたる効果及び費用</p> <p>2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案並びに <u>執行</u>における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努める <u>。</u></p> <p>3 町長は、<u>議会から</u>町政の調査に必要な資料提出の請求があった場合及び町政について <u>説明を求められた</u>場合は、これに誠実に対応するよう努める <u>。</u></p>